

略称一覧表

本判決における主な略称は、以下のとおりである。

1 屋内建設現場

屋根を有し周囲の半分以上が外壁に囲まれ屋内作業場と評価し得る建設現場の内部。

2 建材現場到達事実

特定の建材メーカーの製造販売した石綿含有建材が特定の建設作業従事者の作業する建設現場に相当回数にわたり到達していたとの事実

3 屋外建設作業

屋外の建設現場における石綿含有建材の切断，設置等の作業。

4 製造中止義務等

石綿含有建材の製造販売を停止・中止すべき義務。

5 二次的加工

吹付け作業後に行われる配管工事や電気配線工事の際，吹付け材を削ること等。

6 原因建材

本件被災者の就労態様等から，含有する石綿に相当程度ばく露した可能性が高く，本件被災者が石綿関連疾患に罹患する原因となった可能性がある石綿含有建材。

7 シェア

建材の市場占有率。

8 主要原因建材

原因建材のうち本件被災者への到達可能性が高いと考えられる建材。

9 石綿スレートボード，石綿スレートボード⑮～⑲

石綿含有スレートボード・フレキシブル板⑮，同・平板⑯，同・軟質板⑰，同・軟質フレキシブル板⑱及び同・その他⑲の総称。

10 石綿含有サイディング

石綿含有窯業系サイディング^㉔及び石綿含有建材複合金属系サイディング^㉕の
総称。

11 石綿スレート波板，石綿スレート波板^㉖～^㉘

石綿含有スレート波板・大波^㉖，石綿含有スレート波板・小波^㉗及び石綿含有ス
レート波板・その他^㉘の総称。

12 「被災者の職歴^㉙」等

別紙5「職歴一覧表」に記載された職歴のうち，左端に丸番号を付したもの。

13 主要原因企業

本件被災者との関係で主要原因建材となる製品を製造販売した企業。

14 責任期間

本件被災者との関係で被告企業らが責任を負う可能性のある期間（昭和50年1
月1日から最も遅くとも平成18年8月31日まで）。

15 有責期間

本件被災者との関係で被告企業らが責任を負う期間。

以上